

阿賀野市告示第55号

阿賀野市公共下水道の供用を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定に基づき告示する。

なお、これを表示した図面は一般の縦覧に供する。

令和7年3月17日

阿賀野市長 加藤 博 幸

1 供用を開始する年月日

令和7年4月1日

2 下水を排除する区域

阿賀野川流域下水道 新井郷川処理区

- | | |
|-------------|------------------|
| ○水原山口北処理分区 | 上山口、中山口、下山口3の各一部 |
| ○水原山口南処理分区 | 北新町、新橋の各一部 |
| ○京ヶ瀬下ノ橋処理分区 | 月崎、前山、分田1の各一部 |
| ○笹神高田船居処理分区 | 沖通の一部 |
| ○笹神中ノ通処理分区 | しらとりの一部 |

阿賀野市公共下水道 安田処理区

- | | |
|-----------|-------------|
| ○保田第1処理分区 | 東学校町の一部 |
| ○保田第2処理分区 | 上南郷、中南郷の各一部 |
| ○庵地処理分区 | 庵地小路の一部 |

3 供用を開始する排水施設の位置

別図のとおり

4 供用を開始する施設の合流式又は分流式の別

分流式

5 縦覧場所

阿賀野市中島町7番20号 阿賀野市産業建設部上下水道局

6 縦覧期間

令和7年3月17日（月）から令和7年3月31日（月）まで

（土・日曜日及び祝日を除く） 午前8時30分から午後5時15分まで